

横須賀市報

第 1892 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

規 則

◇横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則中一部改正	15359
◇事務分掌規則中一部改正	〃
◇児童福祉法施行取扱規則中一部改正	〃
◇都市計画法等施行取扱規則中一部改正	15361
告 示	
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について	〃
◇指定介護予防支援事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について	15362
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇身体障害者福祉法に基づく医師の指定について	〃
◇指定自立支援医療機関の指定について	15363
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について	〃
◇除却広告物等の保管について	〃
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15364
公 告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達	〃
◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達	15365
◇介護保険料の督促状の公示送達	〃
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	〃
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	〃
◇開発行為の工事完了について	〃
◇控除対象特定非営利活動法人の指定に係る申出書の提出について	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について	15366
◇行政財産の貸付けに係る一般競争入札について	〃
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	〃
教育委員会規則	
◇図書館条例施行規則中一部改正	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	15367
選挙管理委員会告示	
◇横須賀市投票区中一部改正	〃

規 則

横須賀市規則第59号 (令和 6 年 7 月 11 日 掲 示 済)

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年 7 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和 6 年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務の処理における個人番号の利用については、当分の間、改正前の横須賀市個人番号の利用に関する条例施行規則第 1 条第 5 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第60号

事務分掌規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

事務分掌規則の一部を改正する規則

事務分掌規則（平成17年横須賀市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第13条地域コミュニティ支援課の項第 6 号中「スクールコミュニティ整備事業」の次に「の推進及びスクールコミュニティへの支援並びにこれらに係る調整」を加える。

第21条中第24号を第25号とし、第 8 号から第23号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) スクールコミュニティ整備事業の推進及びスクールコミュニティへの支援に関すること。

第29条第 1 項の表愛らんどよこすかの項の次に次のように加える。

愛らんど大津	横須賀市大津町 3 丁目34番 40号
--------	------------------------

附 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

横須賀市規則第61号

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

児童福祉法施行取扱規則の一部を改正する規則

児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 6 の次に次の 1 条を加える。

（子育て短期入所生活援助事業提供措置決定通知書等）
第 2 条の 7 福祉事務所長は、法第21条の18第 2 項の規定により家庭支援事業による支援に係る措置を採ったときは、当該措置を受ける者の保護者又は養育者（以下「保護者等」という。）に対しては子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）提供措置決定通知書（第 3 号様式の 4）により、子育て短期入所生活援助事業を提供する者、育児支援家庭訪問事業を提供する助産師等又は子育て支援ヘルパー派遣サービス事業を提供する者（以下「子育て短期入所生活援助事業者等」という。）に対しては子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）提供措置委託通知書（第 3 号様式の 5）によりそれぞれ通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の措置を解除し、停止し、他の措置に変更し、又は延長したときは、その旨を、保護者等に対し

ては子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）提供措置解除（停止・変更・延長）通知書（第 3 号様式の 6）により、子育て短期入所生活援助事業者等に対しては子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）提供措置委託解除（停止・変更・延長）通知書（第 3 号様式の 7）によりそれぞれ通知するものとする。
第 3 号様式の 3 の次に次の 4 様式を加える。

第 3 号様式の 4 （第 2 条の 7 第 1 項関係）

子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）
提供措置決定通知書

第 号 年 月 日		
様		
横須賀市福祉事務所長 印		
児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づき、子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）を次のとおり提供することを決定したので通知します。		
整 理 番 号		
対 象 児 童	住 所	
	氏 名	
提 供 が 必 要 な 理 由		
提 供 施 設 （派遣助産師等・派遣事業者）		
提 供 期 間	日間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）	
備 考		

第 3 号様式の 5 （第 2 条の 7 第 1 項関係）

子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）
提供措置委託通知書

第 号 年 月 日			
様			
横須賀市福祉事務所長 印			
児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づき、次のとおり子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）の提供の措置を採るに当たり、当該措置の実施について委託します。			
整 理 番 号			
対 象 者	住 所		
	氏 名		
	電 話	緊急連絡先（統柄）	（ ）
保 護 者 等 （世帯構成）			
委 託 期 間	日間（ 年 月 日 ～ 年 月 日）		
送 迎 者 氏 名	入所時		退所時
支 援 内 容			
備 考			

第 3 号様式の 6 （第 2 条の 7 第 2 項関係）

子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）
提供措置解除（停止・変更・延長）通知書

第 号 年 月 日		
様		
横須賀市福祉事務所長 印		
児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づき、 年 月 日付け横 第 号をもって決定した子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）の提供措置を次のとおり解除（停止・変更・延長）します。		
整 理 番 号		
対 象 児 童	住 所	
	氏 名	
解除等年月日	年 月 日	
停止（延長）期間		
解除等の内容		
理 由		
備 考		

第 3 号様式の 7（第 2 条の 7 第 2 項関係）
子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）
提供措置委託解除（停止・変更・延長）通知書

第 号
年 月 日

様

横須賀市福祉事務所長 印

児童福祉法第21条の18第2項の規定に基づき、年 月 日付け横 第 号をもって委託した子育て短期入所生活援助事業（育児支援家庭訪問事業・子育て支援ヘルパー派遣サービス事業）の提供措置を次のとおり解除（停止・変更・延長）します。

整 理 番 号			
対 象 児 童	住 所		
	氏 名		
解除等年月日	年 月 日		
停止（延長）期間			
解除等の内容			
理 由			
備 考			

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

**横須賀市規則第62号**  
都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明  
都市計画法等施行取扱規則の一部を改正する規則  
都市計画法等施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第60号）の一部を次のように改正する。  
第20条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。  
ただし、建築基準法第85条第 6 項の規定による許可を受けた場合であって、当該許可に係る許可書の写しを添付したときは、第 2 号から第 6 号までに掲げる図書の添付を省略することができる。  
第22条各号列記以外の部分中「第43条の 9 第 2 項第 5 号」を「第43条の 9 第 2 項第 6 号」に改め、同条第 2 号イ中「断面図、」を削り、同号イを同号ウとし、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。  
ア 位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）  
第22条第 3 号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。  
ア 位置図（縮尺 1,000 分の 1 以上）  
附 則  
この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

告 示

**横須賀市告示第 153 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者として指定しました。  
令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称    | 事業所の所在地               | サービスの種類      | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                                 |
|-------------------|-----------|-----------------------|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | エクセレント横須賀 | 横須賀市佐原 3 丁目17番<br>13号 | 認知症対応型共同生活介護 | 徳島県徳島市かちどき橋一丁目22番地 1<br>株式会社エクセレントケアシステム<br>代表取締役 大 川 一 則 |

**横須賀市告示第 154 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第58条第 1 項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防支援事業者として指定しました。

した。  
令和 6 年 7 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 指定年月日             | 事業所の名称 | 事業所の所在地               | サービスの種類 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                       |
|-------------------|--------|-----------------------|---------|-------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | ツクイ横須賀 | 横須賀市池上 2 丁目10番<br>15号 | 介護予防支援  | 横浜市港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号<br>株式会社ツクイ<br>代表取締役 高 畠 毅 |

**横須賀市告示第 155 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。  
令和 6 年 7 月25日  
横須賀市長 上 地 克 明

| 廃止年月日            | 事業所の名称        | 事業所の所在地            | サービスの種類 | 届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名                        |
|------------------|---------------|--------------------|---------|--------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>6 月30日 | みはる訪問看護ステーション | 横須賀市三春町 1 丁目15番地 1 | 訪問看護    | 横須賀市三春町一丁目15番地 1<br>不動産センター株式会社<br>代表取締役 金 丸 信 一 |
|                  | 横須賀市立鷹取老人     |                    |         | 横須賀市鷹取一丁目 1 番 1 号                                |

|   |                |                          |      |                             |
|---|----------------|--------------------------|------|-----------------------------|
| 同 | デイサービスセンタ<br>ー | 横須賀市湘南鷹取 4 丁目<br>7 番 1 号 | 通所介護 | 社会福祉法人湘南福祉協会<br>理事長 松 藤 静 明 |
|---|----------------|--------------------------|------|-----------------------------|

|                                                                                          |                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 横須賀市告示第 156 号<br>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の<br>規定により、次に掲げる者から指定介護予防サービスの事業を | 廃止する旨の届出がありました。<br>令和 6 年 7 月 25 日<br>横須賀市長 上 地 克 明 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|

| 廃止年月日              | 事業所の名称            | 事業所の所在地                 | サービスの種類  | 届出者の名称及び主たる事務<br>所の所在地並びに代表者名                    |
|--------------------|-------------------|-------------------------|----------|--------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>6 月 30 日 | みはる訪問看護ステ<br>ーション | 横須賀市三春町 1 丁目 15<br>番地 1 | 介護予防訪問看護 | 横須賀市三春町一丁目15番地 1<br>不動産センター株式会社<br>代表取締役 金 丸 信 一 |

|                                                                                         |                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 横須賀市告示第 157 号<br>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の12第 1 項の<br>規定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス | 事業者として指定しました。<br>令和 6 年 7 月 25 日<br>横須賀市長 上 地 克 明 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|

| 指定年月日             | 事業所の名称    | 事業所の所在地                  | サービスの種類              | 申請者の名称及び主たる事務<br>所の所在地並びに代表者名                                     |
|-------------------|-----------|--------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | エクセレント横須賀 | 横須賀市佐原 3 丁目 17 番<br>13 号 | 介護予防認知症対<br>応型共同生活介護 | 徳島県徳島市かちどき橋一丁目22番<br>地 1<br>株式会社エクセレントケアシステ<br>ム<br>代表取締役 大 川 一 則 |

|                                                                                       |                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 横須賀市告示第 158 号<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法<br>律（平成17年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次に | 掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。<br>令和 6 年 7 月 25 日<br>横須賀市長 上 地 克 明 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|

| 指定年月日             | 事業所の名称          | 事業所の所在地                       | サービスの種類    | 申請者の名称及び主たる事務<br>所の所在地並びに代表者名             |
|-------------------|-----------------|-------------------------------|------------|-------------------------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | H a r m o n i a | 横須賀市大滝町一丁目 9<br>番地品川ビル 401 号室 | 就労継続支援 B 型 | 横須賀市鴨居一丁目20番19号<br>愛奏合同会社<br>代表社員 遠 藤 恵美子 |

|                                                       |                                                           |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 横須賀市告示第 159 号<br>身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に | 規定する医師として次のとおり指定しました。<br>令和 6 年 7 月 25 日<br>横須賀市長 上 地 克 明 |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|

| 指 定<br>年 月 日      | 氏 名     | 診療科目  | 診断する障害の区分                       | 病 院 又<br>は<br>診 療 所 の 名 称 | 所 在 地                   |
|-------------------|---------|-------|---------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 令和 6 年<br>7 月 1 日 | 熊 野 勲   | 外科    | ぼうこう又は直腸機<br>能障害                | 自衛隊横須賀病院                  | 横須賀市田浦港町1766<br>番地 1    |
| 同                 | 新 井 香 衣 | 耳鼻咽喉科 | 聴覚・平衡機能障害、<br>音声言語・そしゃく<br>機能障害 | 横須賀共済病院                   | 横須賀市米が浜通 1 丁<br>目 16 番地 |
| 同                 | 勝 又 徳 行 | 耳鼻咽喉科 | 聴覚障害、音声言語・<br>そしゃく機能障害          | 横須賀共済病院                   | 横須賀市米が浜通 1 丁<br>目 16 番地 |
| 同                 | 副 島 一 樹 | 脳神経内科 | 肢体不自由                           | 横須賀共済病院                   | 横須賀市米が浜通 1 丁<br>目 16 番地 |
| 同                 | 太 田 絵 美 | 外科    | ぼうこう又は直腸機<br>能障害、小腸機能障<br>害     | 横須賀共済病院                   | 横須賀市米が浜通 1 丁<br>目 16 番地 |
| 同                 | 土 屋 雄 介 | 脳神経外科 | 肢体不自由                           | ナーブ・ケア・クリ<br>ニック          | 横須賀市安浦町 2 丁目<br>19 番地   |
| 同                 | 鈴 木 一 宏 | 耳鼻咽喉科 | 聴覚・平衡機能障害、<br>音声言語機能障害          | 横須賀市立うわまち<br>病院           | 横須賀市上町 2 丁目 36<br>番地    |
| 同                 | 中 山 沙 映 | 内科    | 肢体不自由                           | 小磯診療所                     | 横須賀市鴨居 2 丁目 80<br>番 9 号 |

|   |         |    |        |                     |                      |
|---|---------|----|--------|---------------------|----------------------|
| 同 | 川 村 祐 介 | 内科 | 小腸機能障害 | サンライズファミリー<br>クリニック | 横須賀市武 1 丁目28番<br>5 号 |
|---|---------|----|--------|---------------------|----------------------|

横須賀市告示第 160 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第54条第 2 項の規定により、次に

掲げる医療機関を指定自立支援医療機関として指定しました。  
令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定 年 月 日      | 名 称                | 所 在 地                                  | 区 分  | 自立支援医療の種類  |
|----------------|--------------------|----------------------------------------|------|------------|
| 令和 6 年 7 月 1 日 | のぞみ薬局              | 横須賀市安浦町 3 丁目24番地 2                     | 薬局   | 育成医療及び更生医療 |
| 同              | クリエイト薬局横須賀<br>三春町店 | 横須賀市三春町 4 丁目 1 番地 5                    | 薬局   | 育成医療及び更生医療 |
| 同              | 咲希看護センター           | 横須賀市佐原 3 丁目 5 番 3 号ファ<br>ミリーハイムサハラ 204 | 訪問看護 | 育成医療及び更生医療 |
| 同              | クリタ調剤薬局 久里<br>浜店   | 横須賀市久里浜 3 丁目10番 2 号<br>MK ビル 102       | 薬局   | 育成医療及び更生医療 |

横須賀市告示第 161 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 地縁団体の名称          | 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所               |                                   |
|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|                  | 変 更 前                             | 変 更 後                             |
| 馬堀海岸 2 丁目<br>自治会 | 岡 田 和 男<br>横須賀市馬堀海岸 2<br>丁目11番12号 | 池 田 新 二<br>横須賀市馬堀海岸 2<br>丁目29番11号 |

横須賀市告示第 162 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 指 定<br>年月日        | 名 称      | 所 在 地                  |
|-------------------|----------|------------------------|
| 令和 6 年<br>4 月 1 日 | 大信薬局 野比店 | 横須賀市野比 1 丁目 8 番<br>32号 |

横須賀市告示第 163 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都

市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

| 広告物等<br>の名称又は<br>種類 | 広告物<br>等の数量 | 広告物等が放置されてい<br>た場所              | 除 却<br>年月日                                | 保 管<br>期 間                             |
|---------------------|-------------|---------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|
| はり札等                | 6           | 浦上台 3 丁目、内川 2 丁<br>目及び佐原 5 丁目地内 | 令和 6<br>年 6 月<br>3 日か<br>ら同月<br>28日ま<br>で | 告示の<br>日の翌<br>日から<br>起算し<br>て 2 週<br>間 |
| 立看板等                | 2           | 船越町 6 丁目及び大矢部<br>3 丁目地内         |                                           |                                        |

2 保管場所

横須賀市武 3 丁目22番 1 号

3 返還を受ける方法

- (1) 返還場所及び返還日時  
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
- (2) 持参するもの  
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先  
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 164 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

| 移 動 年 月 日                   | 移動した自転車等の台数 |                      | 自転車等が放置されていた場所     | 保 管 場 所                         |
|-----------------------------|-------------|----------------------|--------------------|---------------------------------|
|                             | 自 転 車       | 原動機付自転車<br>及び普通自動二輪車 |                    |                                 |
| 令和 6 年 6 月 3 日から<br>同月28日まで | 台<br>59     | 台<br>2               | 追浜駅周辺自転車等放置禁止区域    | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同                           | 1           | 0                    | 京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域  | 同                               |
| 同                           | 4           | 0                    | 汐入駅周辺自転車等放置禁止区域    | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同                           | 40          | 6                    | 横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域 | 同                               |
| 同                           | 1           | 0                    | 堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域   | 同                               |

|   |    |   |                                                                                                                                                                      |                                 |
|---|----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 同 | 6  | 1 | 衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                      | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 7  | 0 | 北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                    | 同                               |
| 同 | 0  | 2 | 浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                      | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 13 | 0 | 久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                     | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 1  | 0 | 京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                                                                                    | 同                               |
| 同 | 32 | 2 | 浦郷町 4 丁目、追浜東町 2 丁目・3 丁目、追浜町 1 丁目、追浜南町 1 丁目、西逸見町 1 丁目、汐入町 4 丁目・5 丁目、平成町 3 丁目、三春町 5 丁目、上町 2 丁目、公郷町 4 丁目、馬堀海岸 3 丁目・4 丁目、浦上台 2 丁目、内川 1 丁目、佐原 3 丁目、神明町 1 丁目及び野比 1 丁目地内の道路 | 同                               |
| 同 | 1  | 0 | 京急田浦駅自転車等駐車場                                                                                                                                                         | 浦郷町自転車等保管所<br>横須賀市浦郷町 3 丁目48番地  |
| 同 | 1  | 0 | 汐入駅第 1 自転車等駐車場                                                                                                                                                       | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |
| 同 | 1  | 0 | 北久里浜駅第 1 自転車等駐車場                                                                                                                                                     | 公郷町自転車等保管所<br>横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地 |
| 同 | 1  | 0 | 新大津駅自転車等駐車場                                                                                                                                                          | 三春町自転車等保管所<br>横須賀市三春町 2 丁目 1 番地 |

- 2 保管期間  
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所  
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時  
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用  
自転車 1 台につき 2,500円  
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの  
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置  
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先  
横須賀市建設部土木計画課
- ~~~~~
- 横須賀市告示第 165 号  
道路区域変更及び供用開始に関する告示  
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年 7 月25日からその供用を開始します。  
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。  
令和 6 年 7 月25日

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                            | 敷 地 の 幅 員        | 延 長          |
|-------|-----|------------------------------------------------|------------------|--------------|
| 793   | 旧   | 金谷 3 丁目 330 番の 3 地先から<br>金谷 3 丁目 331 番の 2 地先まで | メートル<br>1.7～ 2.6 | メートル<br>19.6 |
|       | 新   | 金谷 3 丁目 330 番の 3 地先から<br>金谷 3 丁目 331 番の 2 地先まで | 1.7～ 2.6         | 11.4         |
| 3,300 | 旧   | 武 3 丁目3582番の 4 地先から<br>武 3 丁目3585番の10地先まで      | 0.9～ 1.0         | 34.1         |
|       | 新   | 武 3 丁目3583番の 3 地先から<br>武 3 丁目3585番の10地先まで      | 0.9～ 3.0         | 29.9         |

公 告

横須賀市公告第 123 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法

(平成 9 年法律第 123 号) 第 143 条において準用する地方税法  
(昭和25年法律第 226 号) 第20条の 2 の規定により公告します。  
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。  
令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目            | 備 考                                      |
|---------|----------------|------------------------------------------|
| 令和 4 年度 | 介護保険料納入<br>通知書 | 5 月分の納期限は、令和 6 年<br>7 月31日に変更する。         |
| 令和 5 年度 |                | 5 月分及び 6 月分の納期限は、<br>令和 6 年 7 月31日に変更する。 |
| 令和 6 年度 |                | 6 月分の納期限は、令和 6 年<br>7 月31日に変更する。         |

(別紙略)

横須賀市公告第 124 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目                       | 発付年月日         |
|---------|---------------------------|---------------|
| 令和 6 年度 | 介護保険料額決定通知書兼<br>特別徴収開始通知書 | 令和 6 年 6 月17日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 125 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別       | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|-----------|-------|---------------|
| 令和 5 年度 | 介 護 保 険 料 | 3 月 分 | 令和 6 年 5 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 126 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 科 目              | 備 考                                                                                                                            |
|---------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 5 年度 | 国民健康保険料<br>決定通知書 | 3 月分及び 4 月分の納期限は、<br>令和 6 年 7 月31日に変更する。                                                                                       |
| 令和 6 年度 |                  | 6 月分の納期限は、令和 6 年<br>7 月31日、同年 9 月 2 日、同<br>月30日、同年10月31日、同年<br>12月 2 日、令和 7 年 1 月 6 日、<br>同月31日、同年 2 月28日及び<br>同年 3 月31日に変更する。 |

(別紙略)

横須賀市公告第 127 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 年 度     | 種 別     | 月 別   | 発付年月日         |
|---------|---------|-------|---------------|
| 令和 4 年度 | 国民健康保険料 | 6 月 分 | 令和 4 年 7 月29日 |
| 令和 5 年度 |         | 3 月 分 | 令和 6 年 4 月30日 |
| 令和 6 年度 |         | 4 月 分 | 令和 6 年 5 月30日 |

(別紙略)

横須賀市公告第 128 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

| 許 可 年 月 日 及 び<br>許 可 番 号  | 工事完了検査済証交付<br>年月日及び交付番号     | 開 発 区 域 に 含 ま れ る<br>地 域 の 名 称 | 開 発 許 可 を 受 け た 者 の<br>住 所 及 び 氏 名                    |
|---------------------------|-----------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 令和 5 年12月18日<br>令 5 開第10号 | 令和 6 年 7 月 4 日<br>令 6 第 6 号 | 横須賀市長沢 2 丁目1752番ほか 4<br>筆      | 横須賀市小川町26番地 9<br>株式会社建新<br>代表取締役 大 口 隆 弘              |
| 令和 5 年12月25日<br>令 5 開第11号 | 令和 6 年 7 月 4 日<br>令 6 第 7 号 | 横須賀市長沢 2 丁目1743番 1 ほか<br>4 筆   | 横須賀市根岸町三丁目14番15号 1<br>階<br>株式会社ARTICAL<br>代表取締役 森 直 人 |

横須賀市公告第 129 号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準及び手続を定める条例（平成24年横須賀市条例第37号）第

3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる特定非営利活動法人から同項に規定する申出書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 7 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 申出書提出年月日      | 特定非営利活動法人名                 | 代 表 者 名 | 主たる事務所の所在地     |
|---------------|----------------------------|---------|----------------|
| 令和 6 年 6 月28日 | 特定非営利活動法人アンガージュマン・<br>よこすか | 島 田 徳 隆 | 横須賀市上町二丁目 4 番地 |

横須賀市公告第 130 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

記 号 番 号  
横浜 横須賀 76-63

横須賀市公告第 131 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の貸付けを行います。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

（次のとおりは略）

横須賀市公告第 132 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 1 丁目 496 番 1 及び 496 番 2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 1 丁目 9 番 1 号  
嘉 山 信 夫
- 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市長井 1 丁目 6 番 1 号  
嘉 山 洋

記の 2

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 4 丁目 3793 番 3
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 2 丁目 12 番 12 号  
嘉 山 明
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 6 丁目 4 番 13 号  
新 井 勉

記の 3

- 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 6 丁目 4407 番 2
- 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長井 5 丁目 26 番 19 号  
木 村 紀美江
- 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 6 丁目 4 番 13 号  
新 井 勉

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第25号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地             | 指定年月日             | 有効期限            |
|------|------------|---------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 657  | 有限会社隆登緑化建設 | 大 木 隆 男 | 座間市ひばりが丘一丁目11番22号 | 令和 6 年<br>7 月 1 日 | 令和11年<br>6 月30日 |

横須賀市上下水道局告示第26号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地                  | 届出年月日          |
|------|------------|---------|------------------------|----------------|
| 9    | 株式会社清田工業   | 清 田 久 也 | 東京都中央区東日本橋三丁目 4 番 14 号 | 令和 6 年 7 月 1 日 |

教育委員会規則

横須賀市教育委員会規則第 3 号

図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 7 月 25 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

図書館条例施行規則の一部を改正する規則

図書館条例施行規則（昭和49年横須賀市教育委員会規則第 6 号）を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（個人の館外利用等）」に改め、同条第 1 項中「するとき」の次に「又は電子書籍（電子的記録を用いて出版した、図書資料と同等の内容を持つ著作物で、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて利用できるものをいう。以下同じ。）を利用しようとするとき」を加え、同条第 3 項本文中「以下同じ」を「第13条第 3 項を除き、以下同じ」に改め、同項ただし書中「貸出期間延長の申し出」を

「貸出期間の延長の申出」に改め、同条に次の 3 項を加える。

6 図書館カードの有効期間は、交付を受けた日から起算して 5 年間とする。ただし、次項の規定による有効期間の更新を受けた場合にあつては、当該更新を受けた日から起算して 5 年間とする。

7 図書館カードの所有者は、有効期間（この項の規定により有効期間の更新を受けている場合にあつては、当該更新後の有効期間。以下この項において同じ。）の満了後に引き続き館外で資料を利用しようとするとき又は電子書籍を利用しようとするときは、図書館カードの有効期間の更新を受けなければならない。

8 第 1 項の規定は、前項の有効期間の更新の手続について準用する。

第 4 条の見出しを「（図書資料の予約）」に改める。

第 5 条第 1 項中「及び第16条」を「、第13条及び第18条」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「資料」の次に「又は電子書籍（以下「資料等」という。）」を加え、同条第 1 号中「資料」を「資料等」に改める。

第 7 条中「図書」を「図書資料」に改める。

第16条を第18条とする。

第15条中「資料」を「資料等」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の2条を加える。

(電子書籍の利用)

第13条 電子書籍を利用できる者は、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者であって、同条第 1 項の規定により図書館カードの交付を受けたものとする。

2 貸出しを受けることができる電子書籍(館長が別に定めるものに限る。第 4 項を除き、以下同じ。)は、利用者 1 人につき 2 点以内とする。

3 電子書籍の貸出期間は、貸出日から起算して15日間を限度とする。ただし、他の利用者の予約がない場合は、インターネットにより、1 回に限り、貸出期間の延長の申出があった日から15日間を限度として、貸出期間を延長することができる。

4 第 6 条の規定により資料の利用の停止を受けている者は、電子書籍を利用することができない。

(電子書籍の予約)

第14条 図書館カードの所有者(前条第 1 項に規定する者に限る。)は、インターネットにより、2 点を限度として、電子書籍の貸出の予約をすることができる。

2 前項の予約を受けた電子書籍が貸出可能となった場合において、8 日以内に当該電子書籍の利用がないときは、当該予約を無効とする。

第 8 号様式中「(第14条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

1 この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている図書館カードに対する改正後の第 2 条第 6 項の規定の適用については、同項中「交付を受けた日」とあるのは「令和 6 年 8 月 1 日」とする。

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 9 号 (令和 6 年 7 月12日)  
掲 示 済

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 7 月12日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

1 日時 令和 6 年 7 月18日午前 9 時30分

2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

3 会議に付議すべき事項

(1) 図書館条例施行規則中改正について

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 6 号 (令和 6 年 7 月19日)  
掲 示 済

公職選挙法(昭和25年法律第 100 号)第17条第 2 項の規定により、横須賀市投票区(昭和50年横須賀市選挙管理委員会告示第87号)の一部を次のように改正します。

令和 6 年 7 月19日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

別表第31投票区の項中「2 丁目(1 番地から13番地まで 65 番地から68番地までを除く。)」を「2 丁目」に改める。

別表第32投票区の項を削る。

別表第33投票区の項中「2 丁目のうち 5 番から10番まで」を「2 丁目(2 番から 4 番まで 11番を除く。)」3 丁目(4 番から 6 番までを除く。)」に改める。

別表第35投票区の項中「平作 1 丁目から 3 丁目まで」を「衣

笠栄町 3 丁目(62番地 67番地を除く。) 4 丁目 金谷 2 丁目のうち 2 番から 4 番まで 11番 3 丁目のうち 4 番から 6 番まで 平作 1 丁目から 3 丁目まで」に改める。